

県税納税通知書等作成業務 企画提案実施要領

令和6年10月2日

税 務 課

この要領は、県税納税通知書等作成業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めたものであり、企画提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

1 本企画提案の位置付け

令和7年度実施予定の県税納税通知書等作成業務委託（以下「対象業務」という。）は、実施年度における歳入歳出予算において関連予算が愛媛県議会で可決された場合において実施するものであり、本企画提案において選定されたことによって、当該対象業務委託契約の締結を確約するものではない。

また、予算可決時の契約形態については別途決定する。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

県税納税通知書等作成業務

(2) 業務の目的

以下に掲げる一連の業務について、民間事業者の技術やノウハウを活用し、成果物の品質向上や職員の負担軽減を図るとともに、昨今の情勢を踏まえた高度な情報セキュリティ管理のもと円滑かつ安定的な事務の執行を行うことを目的とする。

- ・ 自動車税種別割定時課税分納税通知書
- ・ 自動車税種別割定時課税分納税通知書（返戻再送付対応分）
- ・ 自動車税種別割定時課税分払込書（4月廃車車両減額分）
- ・ 自動車税種別割定時課税分督促状
- ・ 個人事業税定時課税分納税通知書
- ・ 個人事業税定時課税分納税通知書（口座振替分）
- ・ 個人事業税定時課税分督促状
- ・ 催告書（全税目）

(3) 業務内容

納税通知書等の用紙印刷、機械印字、封筒作成、封入等の一連処理

(4) 委託上限額

22,454千円（税込）

プログラム作成費用、部材費用及び処理費用含む。

なお、委託上限額を超える提案については、無効とする。

(5) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 スケジュール

- | | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 募集開始 | 令和6年10月2日 (水) |
| (2) 質問受付期限 | 令和6年10月16日 (水) |
| (3) 質問回答 | 令和6年10月23日 (水) |
| (4) 参加申出書受付期限 | 令和6年10月25日 (金) |
| (5) 参加資格結果通知 | 令和6年10月30日 (水) |
| (6) 提案書受付期限 | 令和6年11月5日 (火) |
| (7) 審査会※書面審査 | 令和6年11月6日(水)～令和6年11月8日(金) |
| (8) 結果通知 (予定) | 令和6年11月中旬頃 |

4 企画提案者の資格・条件

- (1) 愛媛県知事の審査を受け、令和5・6・7年度における愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有すると認められたものであること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (3) 企画提案書の受付期間中において、愛媛県から競争入札の参加資格停止を受けていないこと。
- (4) 愛媛県税及び消費税（地方消費税を含む。）の滞納がないこと。
- (5) プライバシーマークの認定又はISO27001の認証が完了していること。
- (6) コンビニ収納用バーコード（GS1-128）及びQRコード（デンソーウェーブ®）の印字・印刷について、十分な実績及び技術的基盤を有すること。
- (7) クレジット収納およびMPN収納（ペイジー）への対応（「収納機関番号」「納付番号」、「確認番号」、「納付区分」の印字・印刷）が可能であること。
- (8) カスタマーバーコードの印字・印刷について十分な実績があり、郵便局の読み取りが可能な品質であること。
- (9) LGWAN-ASPサービスの提供ができること。
- (10) 別添1「県税納税通知書等作成業務の内容等説明書」記載の内容及び提案書に記載した内容を確実に遂行できること。

5 参加の申し出

- (1) 提出期限
令和6年10月25日（金） 午後4時必着
- (2) 提出書類
・参加申出書（様式1）

- ・プライバシーマークの認定又は、ISO27001 の認証が完了している旨の証明書（写し可）
- ・地方局（支局）税務（管理）課（室）が発行する「愛媛県税の未納がないこと」を証する納税証明書
- ・税務署が発行する「消費税又は地方消費税に未納がないこと」を証する納税証明書

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留）により、下記の「16 問合せ先・提出先」に提出期間必着にて提出すること。なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

(4) 参加資格審査結果通知

令和6年10月30日（水）までに参加申出書に記載されたメールアドレスあてに通知する。

6 質問

(1) 質問受付期限

令和6年10月16日（水）（午後1時まで）

(2) 受付方法

電子メールにより、下記の「16 問合せ先・提出先」宛てに質問書（様式3）を提出すること。（電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。）

また、電子メールの件名は、「プロポーザル質問（県税納税通知書等作成業務）」とし、電子メール送信後に「16 問合せ先・提出先」へ送信した旨の電話をすること。なお、質問は、本プロポーザル及び業務委託に関する内容以外受け付けないものとする。

(3) 回答方法

質問及び回答を取りまとめの上、参加申込書を提出したすべての者に令和6年10月23日（水）までに電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

7 企画提案の提出手続

プロポーザル参加者は、次に掲げる全ての書類を提出するものとする。

(1) 提出物及び提出部数

- ① 企画提案書の提出書（様式4）・・・・・・・・・・ 1部
- ② 企画提案書（様式5）・・・・・・・・・・ 正本1部、副本3部
原則A4判、長辺綴じ（A3折込可）、横書き、ページ数制限なし（着色可）

(2) 記載要領

別添2「提案書記載要領」のとおり

なお、様式5中「標準仕様」は、愛媛県が提案書を審査するに当たっての基準（必要条件ではない）を示したものであるから、内容をよく把握したうえで、記載要領に基づき記載すること。（任意の様式によることも可。）

また、記載要領に掲げていない事項で、特に提案したい事項があるときは、任意の様式により提出すること。

(3) 提出期限

令和6年11月5日（火） 午後1時必着

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留）により、下記の「16 問合せ先・提出先」に提出期間必着にて提出すること。なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

(5) 留意事項

- ① 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合がある。
- ② 提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成する。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しない。
- ④ 企画提案書の提出は、参加者1者につき1提案のみとし、複数の提案をすることはできない。
- ⑤ 提出期限までに企画提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。
- ⑥ 企画提案書は、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）に基づく公文書開示請求の対象となる。
- ⑦ 参加を取り下げの場合は、参加辞退届（様式2）を提出すること。
なお、提出期限後から受託候補者選定までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、参加辞退届を提出するものとする。また、参加辞退届の提出があった場合でも、提出された企画提案書は返却しない。

8 審査基準

別添3「審査基準」のとおり

9 受託候補者の選定方法

- ① 受託候補者は、公募型プロポーザル方式により選定する。
- ② 参加希望者から提案書の提出を求め、別途組織する選定委員会で選定基準に基づき、各委員は220点満点で採点する。それらを合算して得た総合計が396点を超えたもののうち、合計点数を選定委員数で除した数（小数点2位以下四捨五入）を各参加者の得点とし、最高得点案を最優秀提案とする。
- ③ 選定は、県が別に設置する選定審査会において、企画提案書の書面審査を実

施する。(プレゼンテーションは実施しない)

- ④ 企画提案者が1者の場合であっても、審査の結果において総合計が396点以上である場合に受託候補者として選定する。
- ⑤ 企画提案者がいない場合、また、1者であっても審査得点が396点に満たない場合には、再度公募を実施する。
- ⑥ 評価点の合計が同点の場合、選定審査会の委員の協議により選定する。

10 選定審査会の構成

選定審査会は委員3名で構成する。

11 審査結果

審査の結果は、全ての企画提案者に書面で通知する。

なお、審査結果に関する質問や異議は、一切受け付けない。

12 契約の方法

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、県と受託候補者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。なお、契約は歳入歳出予算において関連予算が愛媛県議会で可決された場合に令和7年4月1日付で締結する。
- (2) 別添1「県税納税通知書等作成業務の内容等説明書」は、受託候補者の企画提案内容によっては、県と受託候補者との協議等の結果に基づき、委託業務内容の追加、又は修正する場合がある。
- (3) 契約保証金は、愛媛県会計規則第152条の規定により、契約金額に契約保証金の率(10分の1以上)を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第154条の規定に該当する場合は免除する。
- (4) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、選定審査会において次点となった者を受託候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結することとする。

13 公正なプロポーザルの確保

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に

対して提案書等を意図的に開示してはならない。

- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不審な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

14 失格要件

企画提案公募参加申込書提出後、契約までの間に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、若しくは評価をせず、又は事業予定者としての選定を取り消すものとする。

なお、選定後に失格となった場合は、選定審査会において次点となった者を受託候補者とする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で審査委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- (4) 提出した企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。
- (5) その他、選定審査会が不適切と判断したとき。

15 その他留意事項

- (1) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受託候補者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 企画提案書の作成及び提出等プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (3) プロポーザル及び契約の手續並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- (4) 参加者の企画提案書の著作権は参加者に帰属し、受託候補者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で委託者に帰属するものとする。
- (5) 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費は受託料に含まれるものとする。
- (6) 委託業務における制作物の著作権は愛媛県に帰属するものとする。委託契約期間終了後、愛媛県が制作物を使用するにあたり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。
- (7) 制作物に含まれる第三者の著作権、肖像権、その他全ての権利について交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含まれるものとする。
- (8) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全ての受託者の責任と

費用負担で対応する。

- (9) 受託候補者(受託者の社員を含む。)が本委託業務において個人情報を取り扱う場合は、別添1「県税納税通知書等作成業務の内容等説明書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない、本委託業務終了後においても同様とする。
- (10) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。

16 問合せ先・提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県総務部行財政推進局税務課

自動車税係 池田

TEL : 089-912-2203 FAX : 089-912-2199

E メール : zeimu@pref.ehime.lg.jp

※持参の場合、NTT コム松山ビル(松山市一番町四丁目2番地)に持参すること

様式

様式1「参加申出書」(Word)

様式2「参加辞退届」(Word)

様式3「質問書」(Word)

様式4「企画提案書の提出書」(Word)

様式5「提案書」(Word)

別添

別添1「県税納税通知書等作成業務の内容等説明書」(PDF)

別添2「提案書記載要領」(PDF)

別添3「審査基準」